

◎ 東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部を次のように改正し、2022年3月12日乗車となるものから適用する。ただし、第58条第3項の改正規定は2019年3月16日から適用し、特別急行列車伊予灘ものがたり号に係る改正規定は2022年4月2日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第 23 条の 3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券、第 57 条の 2 に規定する乗継急行券又は第 61 条の 2 に規定する乗継座席指定券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。</p> <p>2 前項の規定は、第 57 条の 3 第 4 項に規定する特定の特別急行券の発売について、これを準用する</p> <p>(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第 23 条の 3 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券、第 57 条の 2 に規定する乗継急行券又は第 61 条の 2 に規定する乗継座席指定券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限って発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあっては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第 13 条第 3 項の規定により寝台車に乗車する場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。</p> <p>(ハ) 前(イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売に準用する。</p>

改正前	改正後
<p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあっては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。</p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間(九州新幹線を除く。)及び以下の区間 東 京・新横浜間 三 島・静 岡間</p>	<p>(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であっても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。</p> <p>ロ 立席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。</p> <p>ハ 自由席特急券</p> <p>別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>ニ 特定特急券</p> <p>次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあっては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によって、座席の使用を条件としないで発売する。<u>ただし、(イ)のjに定める区間にあっては、乗車する日、特別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。</u></p> <p>(イ) 新幹線</p> <p>a 隣接駅間(九州新幹線<u>及び郡山・福島間</u>を除く。)及び以下の区間 東 京・新横浜間 三 島・静 岡間</p>

改正前	改正後
静岡・浜松間 豊橋・名古屋間 福山・三原間 三原・広島間 新山口・新下関間 東京・大宮間 古川・一ノ関間 一ノ関・北上間 北上・盛岡間 熊谷・高崎間 博多・久留米間	静岡・浜松間 豊橋・名古屋間 福山・三原間 三原・広島間 新山口・新下関間 東京・大宮間 古川・一ノ関間 一ノ関・北上間 北上・盛岡間 熊谷・高崎間 博多・久留米間
(中略)	(中略)
i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。）	i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。）
(ロ) 新幹線以外の線区	(ロ) 新幹線以外の線区
鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）	鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）
米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）	米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）
盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）	盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）
(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。	(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。
(中略)	(中略)
2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。	2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相
(中略)	(中略)
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相
(中略)	(中略)
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相
(中略)	(中略)
(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相	(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であって、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稻田方面）の新幹線停車駅との相
(中略)	(中略)

改正前	改正後
<p>互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p>	<p>互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。</p>
<p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合を除く。</p>	<p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する場合 <u>又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間</u>を除く。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p>	<p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p>	<p>8 第2項第1号の規定により、旅客が東京・新函館北斗間を運転する特別急行列車はやぶさ号又は東京・盛岡間を運転する特別急行列車こまち号（以下これらを「はやぶさ号等」という。）とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合は、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別急行料金により1枚の特別急行券を発売する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</p>	<p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、指定席特急券を発売する。</p>
<p>(1) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危） (2) 土讃線高知・窪川間（高知）</p>	<p>(1) <u>予讃線松山・八幡浜間（松山）</u> (2) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危） (3) 土讃線高知・窪川間（高知）</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(特定の特別急行券の発売)</p>	<p>(特定の特別急行券の発売)</p>
<p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場</p>	<p>第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場</p>

改正前	改正後
<p>合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで (中略)</p> <p>4 旅客が、<u>東北本線（新幹線）の特別急行列車と奥羽本線福島・新庄間の特別急行列車（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含む。）</u>とを福島駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に乗車する場合を含む。）、又は東北本線（新幹線）若しくは東北新幹線の特別急行列車と田沢湖線、奥羽本線大曲・秋田間の特別急行列車と</p>	<p>合及び同条同項同号ニの（イ）のjの規定により特別車両以外の座席を指定して<u>特定特急券を発売する場合</u>で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によって指定席特急券を発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。</p> <p>(1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車場合を除く。</p> <p>1月16日から2月末日まで 6月1日から同月30日まで 9月1日から同月30日まで 11月1日から12月20日まで</p> <p>(2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区及び九州旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間並びに別表第1号の2第1項に定める列車群に含まれる列車に乗車する場合を除く。</p> <p>3月21日から4月5日まで 4月28日から5月6日まで 7月21日から8月31日まで 12月25日から翌年1月10日まで (中略)</p> <p>4 旅客が、<u>次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区とを直通して運転する特別急行列車に当該線区をまたがって乗車する場合（新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。）</u>は、<u>新幹線の区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）</u>と新幹線以外の区</p>

改正前	改正後
<p><u>を盛岡駅において直接乗継ぎをする場合（当該線区を直通して運転する列車に 乗車する場合を含む。）で、次の各号に該当するときは、奥羽本線福島・新庄 間及び盛岡・秋田間の1個の特別急行列車に対して特定の特別急行料金によっ て指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。</u></p> <p><u>(1) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合。</u> <u>(2) 当該乗車に必要な乗車券及び特別急行券を同時に購入し、又は当該乗車に 必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の特別急行券を同時に購入 し、これに相当の証明を受けた場合。</u></p>	<p><u>間（第57条第2項第6号の規定により1個の特別急行列車とみなす場合を含 む。）を通じた全区間に対して特定の特別急行料金によって指定席特急券を發 売する。</u></p> <p><u>(1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）</u> <u>(2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由）</u></p>
(中略)	(中略)
(特別車両券の発売)	(特別車両券の発売)
<p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、 特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p>	<p>第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、 特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特 別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売 する。</p>	<p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特 別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売 する。</p>
<p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上 の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅に おいて出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合 であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田 方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗 継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と 安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除 く。</p>	<p>(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上 の特別急行列車の特別車両（個室を除く。）に乗車する場合であって、駅に おいて出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合 であって、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田 方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗 継ぎとなる場合であって、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と 安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除 く。</p>
<p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別 車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅にお いて出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列 車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する</p>	<p>(2) 岡山・宇和島間及び高松・宇和島間の特別急行列車の停車駅相互間を特別 車両に乗車する場合であって、宇多津駅、丸亀駅、多度津駅又は松山駅にお いて出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、岡山・宇多津間の特別急行列 車の停車駅と高松・宇多津間の特別急行列車の停車駅との相互間を利用する</p>

改正前	改正後
<p>場合を除く。 (中略)</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 (中略)</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、大宮駅で乗継ぎとなる場合であって、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、駅において出場しない限り、全区間に対して別に定める特別車両料金により1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき (中略)</p> <p>6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合(新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。)は、新幹線の区間(第2項第1号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)と新幹線以外の区間(第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)を通じた全区間に対して1枚の特別車両券を発売</p>	<p>場合 <u>又は全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する区間</u>を除く。 (中略)</p> <p>(6) 福島・新庄間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両に乗車する場合であって、山形駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。 (中略)</p> <p>3 前項第1号の規定により、1個の急行列車とみなして特別車両券を発売する場合であって、旅客が新幹線の特別急行列車の特別車両グランクラス(以下「グランクラス」という。)を次の各号に定めるところにより乗り継いで乗車するときは、駅において出場しない限り、全区間に対して1枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(1) 別表第1号の3に定める特別急行列車のグランクラス(以下「グランクラス(A)」という。)とグランクラス(A)以外のグランクラス(以下「グランクラス(B)」という。)とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(2) グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(3) グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき</p> <p>(4) グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車するとき (中略)</p> <p>6 第1項本文の規定にかかわらず、次の各号に定める区間の特別急行列車の停車駅相互間を、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車の特別車両に当該線区をまたがって乗車する場合(新幹線と新幹線以外の特別急行列車を途中出場しないで乗り継ぐ場合を含む。以下同じ。)は、新幹線の区間(第2項第1号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)と新幹線以外の区間(第2項第6号の規定により特別急行列車の特別車両を乗り継ぐ場合を含む。)を通じた全区間に対して1枚の特別車両券を発売</p>

改正前	改正後
<p>する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。</p> <p>(1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）</p> <p>(2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由） （中略）</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p><u>(1)</u> 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p><u>(2)</u> 土讃線高知・窪川間（高知） （中略）</p> <p>（特別急行列車の個室を占有使用する場合は旅客運賃・料金）</p> <p>第74条の4 第57条第1項第1号イの（イ）ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの（ハ）及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号及び36ぷらす3号を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設</p>	<p>する。ただし、別に定めるところにより特別急行列車ごとに発売することがある。</p> <p>(1) 東京・新庄間（東北本線（新幹線）、奥羽本線経由）</p> <p>(2) 東京・秋田間（東北本線（新幹線）、田沢湖線、奥羽本線経由） （中略）</p> <p>10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。</p> <p><u>(1)</u> <u>予讃線松山・八幡浜間（松山）</u></p> <p><u>(2)</u> 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）</p> <p><u>(3)</u> 土讃線高知・窪川間（高知） （中略）</p> <p>（特別急行列車の個室を占有使用する場合は旅客運賃・料金）</p> <p>第74条の4 第57条第1項第1号イの（イ）ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p> <p>(1) 個室乗車区間に対する無割引の大人片道普通旅客運賃の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）</p> <p>(2) 個室乗車区間に対する無割引の大人特別急行料金の半額（10円未満のは数がある場合は、は数整理した額）</p> <p>(3) 個室乗車区間に対する無割引の特別車両料金</p> <p>2 前項の規定は、第57条第1項第1号イの（ハ）及び第58条第9項に規定する個室を占有使用して乗車する場合に準用する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線、<u>四国旅客鉄道会社線</u>又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（トランススイート四季島号及び36ぷらす3号を除く。）の特別車両の設備定</p>

改正前	改正後
<p>備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h <u>及び</u> i 以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間に乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金か</p>	<p>員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、<u>別に定める場合を除き</u>、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 幼児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第2号の規定を適用し、同条同項第4号の規定を適用しない。</p> <p>(2) 乳児の旅客運賃及び特別急行料金は、第73条第2項第4号の規定を適用しない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(大人急行料金)</p> <p>第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 特別急行料金</p> <p>イ 新幹線</p> <p>(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）</p> <p>a b、c、d、e、f、g、h、<u>i 及び j</u> 以外の指定席特急料金 別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>c はやぶさ号等（東京・新青森間の新幹線停車駅相互間に乗車する場合に限る。）に対して適用する指定席特急料金 別表第2号ナの2に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金か</p>

改正前	改正後
<p>ら 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>g 第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により東京・新青森間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>a の規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p>c の規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。</p>	<p>ら 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>g 第 57 条第 2 項第 1 号及び第 8 項の規定により東京・新青森間の新幹線の 2 個以上の特別急行列車に乗車場合に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金</p> <p>(a) はやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車を乗り継いで乗車する場合</p> <p>a の規定により計算した額とする。</p> <p>(b) はやぶさ号等を乗り継いで乗車する場合</p> <p>c の規定により計算した額とする。</p> <p>(c) はやぶさ号等とはやぶさ号等以外の新幹線の特別急行列車とを乗り継いで乗車する場合</p> <p>全区間に対する別表第 2 号ナに定める額と、はやぶさ号等の指定席を使用する区間に対する別表第 2 号ナの 2 に定める額から同区間に対する別表第 2 号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額とする。この場合、はやぶさ号等の指定席を使用する区間が複数となるときであつて、最初にはやぶさ号等の指定席を使用する区間から最後にはやぶさ号等の指定席を使用する区間までの間を通じた区間をはやぶさ号等の指定席使用区間とみなして計算した額が、はやぶさ号等の指定席使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別急行料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、当該合計額に 200 円を加算した額とする。</p>

改正前	改正後
<p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(イ)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合</p>	<p>(中略)</p> <p>i 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 次に掲げる区間の特別急行券に対する特別急行料金は、次に定める額とする。この場合、第1項第1号イの(イ)のa、c又はgのただし書の規定による低減又は加算は、指定席を使用する区間にかかわらず、東京・新青森間の乗車区間に対する額に対して行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>③ 七戸十和田駅と奥津軽いまべつ駅との相互間の指定席特急料金</p> <p>七戸十和田・新青森間に対して第1項第1号イの(イ)のa又はcの規定により計算した額から990円を低減した額と、新青森・奥津軽いまべつ間に対する別表第2号ノに定める額から1,230円を低減した額とを合計した額とする。</p> <p><u>j 第57条の3第4項の規定により、東京・福島間又は東京・盛岡間の新幹線の特別急行列車に乗車する場合に発売する指定席特急券(第57条第2項第1号及び同条第8項の規定により発売するものを含む。)に適用する指定席特急料金</u></p> <p><u>a、c又はgの規定により計算した額とする。</u></p> <p>(ロ) 立席特急料金</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 特定特急料金</p> <p>a 第57条第1項第1号ニの(イ)のaに定める区間に対する特定特急料金</p> <p>(a) 当該区間の営業キロが50キロメートル以下の場合</p>

改正前	改正後
<p>880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合 1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の i に定める区間に対する特定特急料金 (ロ)の a 又は(ロ)の g に定める額とする。</p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ) 及び(ホ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 (中略) (c) 特定特急料金 ① ②以外の特定特急料金 1,320 円とする。 ② 盛岡・秋田間の停車駅相互間に対する特定特急料金</p>	<p>880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道会社線内、西日本旅客鉄道会社線内（北陸新幹線を除く。）及び九州旅客鉄道会社線内にあつては、870 円とする。</p> <p>(b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合 1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道会社線内及び西日本旅客鉄道会社線内にあつては、990 円とする。</p> <p>(中略)</p> <p>i 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の i に定める区間に対する特定特急料金 (ロ)の a 又は(ロ)の g に定める額とする。</p> <p><u>j 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の j に定める区間に対する特定特急料金 (第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売するものを含む。)</u> <u>(a) 座席の使用を条件としないで発売する場合</u> <u>880 円とする。</u> <u>(b) 特別車両以外の車両の座席を指定して発売する場合</u> <u>1,410 円とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、1,210 円とし、同条同項第 2 号の規定により発売するものにあつては、1,610 円とする。</u></p> <p>ロ 新幹線以外の線区 (イ) (ロ)、(ハ)、(ニ) 及び(ホ)以外の特別急行料金 a b、c、d、e、f、g、h、i 及び j 以外の特別急行料金 (a) 指定席特急料金 (中略) (c) 特定特急料金 1,320 円とする。</p>

改正前

改正後

~~(b)に定める額とする。~~

(中略)

j ~~第57条の3第4項の規定により、~~奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 140円 を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 380円 をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 140円 を加算した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 <u>910</u>	円 <u>1,230</u>	円 <u>1,680</u>

(b) 立席特急料金、~~自由席特急料金~~及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から 380円 を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ) 及び (ト)以外の特別車両料金(A)

営業	100キ	200キ	400キ	600キ	800キ	801キ
----	------	------	------	------	------	------

(中略)

j 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200円 を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530円 をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200円 を加算した額とする。また、第57条の3第4項の規定により発売するものにあつては、次表に定める料金から 530円を低減した額とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで
料 金	円 <u>1,290</u>	円 <u>1,660</u>	円 <u>2,110</u>

(b) 立席特急料金及び特定特急料金

(a)の表に定める料金から 530円 を低減した額とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト) 及び(チ)以外の特別車両料金(A)

営業	100キ	200キ	400キ	600キ	800キ	801キ
----	------	------	------	------	------	------

改正前						
キロ 地帯	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トル以 上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>1,050</u>	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>	円 4,190	円 <u>4,190</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>4,190</u>	円 <u>5,240</u>

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,390</u>	円 9,430	円 <u>9,430</u>	円 <u>9,430</u>	円 <u>9,430</u>	円 <u>10,480</u>

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>4,200</u>	円 <u>5,250</u>	円 <u>6,300</u>	円 7,340	円 <u>7,340</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>7,340</u>	円 <u>8,390</u>

d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

改正後						
キロ 地帯	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トルま で	ロメー トル以 上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>1,300</u>	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>	円 4,190	円 <u>5,400</u>	円 <u>5,400</u>	円 <u>5,600</u>	円 <u>6,600</u>

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>6,540</u>	円 <u>8,040</u>	円 <u>9,430</u>	円 9,430	円 <u>10,640</u>	円 <u>10,640</u>	円 <u>10,840</u>	円 <u>11,840</u>

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	300キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	500キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	700キ ロメー トルま で	701キ ロメー トル以 上
料金	円 <u>4,450</u>	円 <u>5,950</u>	円 <u>7,340</u>	円 7,340	円 <u>8,550</u>	円 <u>8,550</u>	円 <u>8,750</u>	円 <u>9,750</u>

d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

改正前					改正後							
	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で			営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で				
	料金	円	円			料金	円	円				
		<u>2,550</u>	<u>3,600</u>				<u>2,800</u>	<u>4,300</u>				
	e E259系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)				e E259系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)							
	営業 キロ 地帯	200キロ メートル まで				営業 キロ 地帯	200キロメ ートルま で					
	料金	円				料金	円					
		<u>2,100</u>					<u>2,800</u>					
	f E655系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)				f E655系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)							
	営業 キロ 地帯	200 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	800 キロ メートル まで	801 キロ メートル 以上	営業 キロ 地帯	200 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	800 キロ メートル まで	801 キロ メートル 以上
	料金	円	円	円	円	円	料金	円	円	円	円	円
		2,800	4,190	5,400	6,600	7,790		2,800	4,190	5,400	6,600	7,790
	(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)				(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)							
	a b及びc以外の特別車両料金(A)				a b及びc以外の特別車両料金(A)							
	東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。							
	営業 キロ	100キ ロメー	200キ ロメー	300キ ロメー		営業 キロ	100キ ロメー	200キ ロメー	300キ ロメー			

改正前				改正後				
地帯	トルまで	トルまで	トルまで	地帯	トルまで	トルまで	トルまで	
料金	円 <u>1,050</u>	円 <u>2,100</u>	円 <u>3,150</u>	料金	円 <u>1,300</u>	円 <u>2,800</u>	円 <u>4,190</u>	
b グラunkラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				b グラunkラス(A)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				
営業キロ地帯	100キロ ロメー トルまで	200キロ ロメー トルまで	300キロ ロメー トルまで	400キロ ロメー トルまで	500キロ ロメー トルまで	600キロ ロメー トルまで	700キロ ロメー トルまで	701キロ ロメー トル以上
料金	円 <u>5,240</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>	円 8,380	円 <u>8,380</u>	円 <u>8,380</u>	円 <u>8,380</u>	円 <u>9,430</u>
c グラunkラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				c グラunkラス(B)に対して適用する特別車両料金(A) 東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。				
営業キロ地帯	100キロ ロメー トルまで	200キロ ロメー トルまで	300キロ ロメー トルまで	400キロ ロメー トルまで	500キロ ロメー トルまで	600キロ ロメー トルまで	700キロ ロメー トルまで	701キロ ロメー トル以上
料金	円 <u>3,150</u>	円 <u>4,200</u>	円 <u>5,250</u>	円 6,290	円 <u>6,290</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>6,290</u>	円 <u>7,340</u>
(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) (中略)				(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A) (中略)				
(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A) a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計				(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A) a b及びc以外の特別車両料金(A) 東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)のaに定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計				

改正前	改正後																														
<p>した額とする。</p> <p>b グラunkラス (A) に対して適用する特別車両料金 (A)</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して (ハ) のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業 キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">100キ ロメー トルま で</td> <td style="text-align: center;">200キ ロメー トルま で</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金</td> <td style="text-align: center;">円 5,490</td> <td style="text-align: center;">円 6,990</td> </tr> </table> <p>c グラunkラス (B) に対して適用する特別車両料金 (A)</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して (ハ) のcの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業 キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">100キ ロメー トルま で</td> <td style="text-align: center;">200キ ロメー トルま で</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金</td> <td style="text-align: center;">円 3,400</td> <td style="text-align: center;">円 4,900</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	料金	円 5,490	円 6,990	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	料金	円 3,400	円 4,900	<p>した額とする。</p> <p>b グラunkラス (A) に対して適用する特別車両料金 (A)</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して (ハ) のbの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業 キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">100キ ロメー トルま で</td> <td style="text-align: center;">200キ ロメー トルま で</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金</td> <td style="text-align: center;">円 5,490</td> <td style="text-align: center;">円 6,990</td> </tr> </table> <p>c グラunkラス (B) に対して適用する特別車両料金 (A)</p> <p>東京・新青森間の乗車区間に対して (ハ) のcの表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業 キロ 地帯</td> <td style="text-align: center;">100キ ロメー トルま で</td> <td style="text-align: center;">200キ ロメー トルま で</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">料金</td> <td style="text-align: center;">円 3,400</td> <td style="text-align: center;">円 4,900</td> </tr> </table> <p><u>(チ) 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金 (A)</u></p> <p><u>a b 以外の特別車両料金 (A)</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>第1号イの (イ) に定める料金</u></p> <p><u>b 特別急行列車伊予灘ものがたり号及び特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号に対して適用する特別車両料金 (A)</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">営業</td> <td style="text-align: center;">100キ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">キロ</td> <td style="text-align: center;">ロメー</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地帯</td> <td style="text-align: center;">トルま</td> </tr> </table>	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	料金	円 5,490	円 6,990	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	料金	円 3,400	円 4,900	営業	100キ	キロ	ロメー	地帯	トルま
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で																													
料金	円 5,490	円 6,990																													
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で																													
料金	円 3,400	円 4,900																													
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で																													
料金	円 5,490	円 6,990																													
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で																													
料金	円 3,400	円 4,900																													
営業	100キ																														
キロ	ロメー																														
地帯	トルま																														

改正前

改正後

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ)及び(ニ)以外の4人個室に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	200キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	800キ ロメー トルま で	801キ ロメー トル以 上
料金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590

	で
料金	円 1,500

(注) 1人当りの料金とする。

(注) 1人当りの料金とする。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

~~a~~ ~~b~~ 及び ~~c~~ 以外の個室

	設備定員4人
1室当りの料金	円 6,280

~~b~~ E261系車両で運転する特別急行列車の個室

~~a~~ E261系車両で運転する特別急行列車の個室

	設備定員4人	設備定員6人
1室当りの料金	円 8,400	円 12,600

	設備定員4人	設備定員6人
1室当りの料金	円 11,200	円 16,800

~~c~~ 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室

~~b~~ 100系「スペーシア」で運転する特別急行列車の個室

	設備定員4人
1室当りの料金	円 3,150

	設備定員4人
1室当りの料金	円 3,150

(中略)

(中略)

(へ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当たりの料金とする。)

(へ) 特別急行列車 WEST EXPRESS 銀河号の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1人当たりの料金とする。)

改正前							改正後										
営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	800キ ロメー トルま で	801キ ロメー トル以 上	営業 キロ 地帯	100キ ロメー トルま で	200キ ロメー トルま で	400キ ロメー トルま で	600キ ロメー トルま で	800キ ロメー トルま で	801キ ロメー トル以 上				
料金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850	料金	円 4,360	円 5,860	円 7,240	円 8,450	円 9,660	円 10,850				
							<p style="color: red;">(ト) 特別急行列車伊予灘ものがたり号の個室に対して適用する特別車 両料金(A)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center;">設備定員8人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1室当りの料金</td> <td style="text-align: center;">円 28,000</td> </tr> </table>								設備定員8人	1室当りの料金	円 28,000
	設備定員8人																
1室当りの料金	円 28,000																
<p>(2) 特別車両料金(B)</p> <p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・黒磯間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p> <p>(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列</p>							<p>(2) 特別車両料金(B)</p> <p>イ ロ及びハ以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金 (B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)</p> <p>(イ) (ロ) 以外の特別車両料金(B) (中略)</p> <p>(ロ) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。)からホリデーにまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列</p>										

改正前	改正後
<p>車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合 (中略)</p> <p>(急行券の効力)</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車(未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)に限って乗車することができる。</p> <p>2 団体乗車券又は貸切乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に券面に表示された区間に限って乗車することができる。</p> <p>3 指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の急行列車(第57条の5第1項後段の規定により発売した遅延特約の急行券にあつては、発売当日の別に指定した急行列車)に、1回に限って使用することができる。また、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、その券面に表示された乗車日の1個の普通急行列車に、1回に限って、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。</p> <p>(1) 第214条第1号、第215条第1号及び第216条第1号に規定する急行・特別車両券(A)(特別急行・特別車両券(A)を除く。)</p> <p>(2) 第217条及び第218条に規定する急行・寝台券(特別急行・寝台券を除く。)</p> <p>(3) 第219条及び第220条に規定する急行・座席指定券</p> <p>(4) 第222条の2及び第223条に規定する急行・特別車両券(A)(特別急行・特別車両券(A)を除く。)、急行・寝台券(特別急行・寝台券を除く。)又は急行・座席指定券</p>	<p>車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であって午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合 (中略)</p> <p>(急行券の効力)</p> <p>第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗車日、急行列車(未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車)、旅客車、座席及び乗車区間(営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで)に限って乗車することができる。</p> <p>2 団体乗車券又は貸切乗車券によって発売した急行券を所持する団体旅客又は貸切旅客は、その券面に指定された急行列車に券面に表示された区間に限って乗車することができる。</p> <p>3 指定急行券以外の急行券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の急行列車(第57条の5第1項後段の規定により発売した遅延特約の急行券にあつては、発売当日の別に指定した急行列車)に、1回に限って使用することができる。また、券面に区間又は営業キロ地帯が表示されているときは、当該区間又は当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p>4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、その券面に表示された乗車日の1個の普通急行列車に、1回に限って、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。</p> <p>(1) 第214条第1号、第215条第1号及び第216条第1号に規定する急行・特別車両券(A)(特別急行・特別車両券(A)を除く。)</p> <p>(2) 第217条及び第218条に規定する急行・寝台券(特別急行・寝台券を除く。)</p> <p>(3) 第219条及び第220条に規定する急行・座席指定券</p> <p>(4) 第222条の2及び第223条に規定する急行・特別車両券(A)(特別急行・特別車両券(A)を除く。)、急行・寝台券(特別急行・寝台券を除く。)又は急行・座席指定券</p>

改正前	改正後
<p>5 第 57 条の 2 の規定による急行券を所持する旅客は、その急行券を同条第 3 号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限り、前各項の定めるところにより乗車することができる。</p> <p>6 第 57 条の 3 第 4 項の規定による特別急行券を所持する旅客は、その特別急行券を同条同項第 2 号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限り、第 1 項から第 4 項までに定めるところにより乗車することができる。</p> <p>7 第 57 条第 9 項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第 13 条第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。</p> <p>8 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p> <p>(1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）</p> <p>(2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（特別車両券の効力）</p> <p>第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p>2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の 1 個の特別車両に、1 回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p>3 第 58 条第 5 項の規定により急行列車と普通列車とにまたがって発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。</p>	<p>5 第 57 条の 2 の規定による急行券を所持する旅客は、その急行券を同条第 3 号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場合に限り、前各項の定めるところにより乗車することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>（削る）</u></p> <p>6 第 57 条第 9 項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席を連続して乗車する場合は、第 13 条第 2 項第 5 号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。</p> <p>7 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。</p> <p>(1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）</p> <p>(2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（特別車両券の効力）</p> <p>第 175 条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。</p> <p>2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の 1 個の特別車両に、1 回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであっても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。</p> <p>3 第 58 条第 5 項の規定により急行列車と普通列車とにまたがって発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。</p>

改正前	改正後
<p>4 第 172 条第 8 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)</p> <p>第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第 8 号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(11) 第 57 条の 3 第 4 項の規定により証明する乗車券及び特別急行券に対するもの</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-left: 20px;"> 幹在特 </div> <p style="margin-left: 40px;">又は「幹在特」</p> <p>(12) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの</p> <p>イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 遅れ承知 <small>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</small> </div> <p>ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 遅れ承知(割引) <small>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</small> </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)</p> <p>第 244 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車(列車を変更する場合は、変更しようとする列車)の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。</p> <p>2 第 57 条の 2、第 57 条の 3 第 4 項、第 61 条の 2 及び第 64 条の規定によっ</p>	<p>4 第 172 条第 7 項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)</p> <p>第 188 条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第 8 号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第 8 号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p>(11) 第 57 条の 5 第 1 項の規定により発売する急行券に対するもの</p> <p>イ 第 57 条の 5 第 1 項本文の規定に該当するもの</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 遅れ承知 <small>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</small> </div> <p>ロ 第 57 条の 5 第 1 項後段の規定に該当するもの</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 遅れ承知(割引) <small>遅れによる急行料金の払いもどしはいたしません。</small> </div> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)</p> <p>第 244 条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車(列車を変更する場合は、変更しようとする列車)の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限って取り扱う。</p> <p>2 第 57 条の 2、第 61 条の 2 及び第 64 条の規定によって証明をした乗車券類</p>

改正前	改正後
<p>て証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。</p> <p>3 乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>(1) 普通乗車券相互間の変更</p> <p>(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更</p> <p>(3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p>3 第 1 項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転す</p>	<p>を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。</p> <p>3 乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(乗車券類変更)</p> <p>第 248 条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1 回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更（この変更を「乗車券類変更」という。）することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。</p> <p>(1) 普通乗車券相互間の変更</p> <p>(2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更</p> <p>(3) 自由席特別車両券（急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更</p> <p>(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる 1 個の特別急行列車を指定する場合であって、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。</p> <p>3 第 1 項の規定により、指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転</p>

改正前	改正後
<p>る特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車(2個以上の列車が表示されている場合は、先に乗車することが予定されていた列車)が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p>	<p>する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であって、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、第21条の2第1号及び第2号の規定による乗車券類の発売時間において発売のできる指定券への変更に限って取り扱い、また、当該指定券に表示された列車(2個以上の列車が表示されている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)が乗車駅を出発する時刻までに変更の申出があったときに限って取り扱う。</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。</p>	<p>4 前項の規定にかかわらず、未指定特急券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合は、その券面に表示された乗車日までに変更の申し出があった場合に取り扱う。</p>
<p>5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。</p>	<p>5 第244条及び第3項の規定は、第1項第5号の規定により、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を原乗車券類として乗車券類変更の取扱いをする場合に準用する。</p>
<p>6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。</p>	<p>6 乗車券類変更の取扱いをする場合は、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と、変更する乗車券類に対する旅客運賃及び料金とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。</p>
<p>7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。</p>	<p>7 前項の規定により旅客運賃及び料金の計算をする場合に、原乗車券類が割引のものであって、その割引が実際に乗車する区間に対して適用のあるものであるときは、実際の乗車する区間に対する旅客運賃及び料金を原乗車券類に適用した割引率による割引の旅客運賃及び料金によって計算する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p>	<p>(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)</p>
<p>第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。</p>	<p>第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となった場合は、その乗車券の券片が入鋏前で、かつ、有効期間内(前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。)であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。</p>
<p>2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発</p>	<p>2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発</p>

改正前	改正後
<p>売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第57条の2、第57条の3第4項又は第61条の2の規定により発売した急行券又は座席指定券とともに使用する普通乗車券については、同条の規定によって証明をした急行券を同時に提出し、かつ、これらの急行料金又は座席指定料金とともに払いもどしの請求をしなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで（未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで）のものにあつては、これらの料金の払いもどしとともに請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし）</p> <p>第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）及び自由席特別車両券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。</p> <p>2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。</p> <p>3 第57条の2の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をす</p>	<p>売条件として発売した割引乗車券であって往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、第57条の2又は第61条の2の規定により発売した急行券又は座席指定券とともに使用する普通乗車券については、同条の規定によって証明をした急行券を同時に提出し、かつ、これらの急行料金又は座席指定料金とともに払いもどしの請求をしなければならない。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によって証明をした普通乗車券については、同条の規定によって証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで（未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで）のものにあつては、これらの料金の払いもどしとともに請求しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし）</p> <p>第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）及び自由席特別車両券（団体乗車券又は貸切乗車券によって発売したものを除く。）について準用する。</p> <p>2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。</p> <p>3 第57条の2の規定により発売した急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をす</p>

改正前	改正後
<p>に使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券1枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p>4 第57条の3第4項の規定により発売した特別急行券（指定席特急券及び立席特急券を除く。）について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条同項の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、同条同項に規定する特定の特別急行料金（以下「乗継用の特別急行料金」という。）により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする特別急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と原特別急行券1枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p>5 第63条第2項の規定によって発売した普通急行券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第1項又は次条第1項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</p> <p>（指定券に対する料金の払いもどし）</p> <p>第273条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2個以上の列車について指定を受けている場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取</p>	<p>に使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券1枚につき手数料 220 円とを差し引いた残額とする。</p> <p style="text-align: right;"><u>（削る）</u></p> <p>4 第63条第2項の規定によって発売した普通急行券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第1項又は次条第1項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。</p> <p>（指定券に対する料金の払いもどし）</p> <p>第273条 旅客は、指定券（未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。）が不要となった場合は、その指定を受けた列車（2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車）がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、次の各号に定める額（10円未満のは数は切り捨てる。）を手数料として支払い、当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に</p>

改正前	改正後
<p>扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円)。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額(特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額)の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。)。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券</p> <p>220円</p> <p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p>	<p>表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。</p> <p>(1) 立席特急券又は特定特急券(乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限る。以下この条において同じ。)以外の指定券(新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。)</p> <p>イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円)。</p> <p>ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額(第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額(特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額)の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。)。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。</p> <p>(2) 立席特急券及び特定特急券</p> <p><u>イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券</u></p> <p>220円</p> <p><u>ロ 第125条第1項第1号イの(二)のjの(b)の料金を適用した特定特急券前号の規定による額</u></p> <p>2 旅客は、未指定特急券が不要となった場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限って、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。</p>

改正前	改正後
<p>3 第 57 条の 2 の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第 61 条の 2 の規定により発売した座席指定券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と第 1 項の手数料とを差し引いた残額とする。</p>	<p>3 第 57 条の 2 の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第 61 条の 2 の規定により発売した座席指定券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と第 1 項の手数料とを差し引いた残額とする。</p>
<p>4 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定席特急券、立席特急券及び特定特急券について第 1 項の払いもどしをする場合は、<u>同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の特別急行券を同時に呈示し、当該特別急行券の払いもどしを請求しなければならない。</u>この場合、<u>乗継用の特別急行料金により発売した特別急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第 1 項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している特別急行料金からすでに使用した特別急行券の区間に対する所定の特別急行料金と乗継用の特別急行料金との差額と第 1 項の手数料とを差し引いた残額とする。</u></p>	<p>4 第 57 条の 3 第 4 項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第 1 項の払いもどしをする場合は、<u>同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限って、この取扱いをする。</u></p>
<p>5 第 63 条第 1 項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第 1 項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。</p>	<p>5 第 63 条第 1 項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第 1 項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限って、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第 1 項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。</p>
<p>6 前項の規定は、第 58 条第 6 項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p>	<p>6 前項の規定は、第 58 条第 6 項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して 1 枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。</p>
<p>7 大人と小児又は小児と小児が 1 個の寝台を使用するため購入した 2 枚の特別急行券のうちの 1 枚について第 1 項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1 枚につき 220 円とする。</p>	<p>7 大人と小児又は小児と小児が 1 個の寝台を使用するため購入した 2 枚の特別急行券のうちの 1 枚について第 1 項の払いもどしをする場合の払いもどし手数料は、同項の規定にかかわらず、1 枚につき 220 円とする。</p>

改正前	改正後																																																																																																																								
<p>8 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第2号ハの3 北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>35,290</td> <td>100,770</td> <td>179,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園</td> <td>・ <u>石狩太美</u></td> <td>11,110</td> <td>31,690</td> <td>60,070</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>17,030</td> <td>48,530</td> <td>91,950</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 茅沼</td> <td>12,180</td> <td>34,680</td> <td>65,940</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園</td> <td>・ <u>石狩太美</u></td> <td>7,870</td> <td>22,450</td> <td>42,570</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>12,070</td> <td>34,370</td> <td>65,020</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 茅沼</td> <td>8,670</td> <td>24,610</td> <td>46,750</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>6,030</td> <td>17,160</td> <td>32,720</td> </tr> </tbody> </table>	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東釧路	・ 標茶	35,290	100,770	179,810	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	桑園	・ <u>石狩太美</u>	11,110	31,690	60,070	東釧路	・ 標茶	17,030	48,530	91,950	東釧路	・ 茅沼	12,180	34,680	65,940	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	桑園	・ <u>石狩太美</u>	7,870	22,450	42,570	東釧路	・ 標茶	12,070	34,370	65,020	東釧路	・ 茅沼	8,670	24,610	46,750	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東釧路	・ 標茶	6,030	17,160	32,720	<p>8 第64条の規定によって証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によって証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>別表第2号ハの3 北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額</p> <p>(1) 大人通勤定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>35,290</td> <td>100,770</td> <td>179,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 大人通学定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園</td> <td>・ <u>太美</u></td> <td>11,110</td> <td>31,690</td> <td>60,070</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>17,030</td> <td>48,530</td> <td>91,950</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 茅沼</td> <td>12,180</td> <td>34,680</td> <td>65,940</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 中学生等通学定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑園</td> <td>・ <u>太美</u></td> <td>7,870</td> <td>22,450</td> <td>42,570</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>12,070</td> <td>34,370</td> <td>65,020</td> </tr> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 茅沼</td> <td>8,670</td> <td>24,610</td> <td>46,750</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 小学生等通学定期旅客運賃の特定額</p> <p style="text-align: right;">(円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区</th> <th>間</th> <th>1 箇月</th> <th>3 箇月</th> <th>6 箇月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東釧路</td> <td>・ 標茶</td> <td>6,030</td> <td>17,160</td> <td>32,720</td> </tr> </tbody> </table>	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東釧路	・ 標茶	35,290	100,770	179,810	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	桑園	・ <u>太美</u>	11,110	31,690	60,070	東釧路	・ 標茶	17,030	48,530	91,950	東釧路	・ 茅沼	12,180	34,680	65,940	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	桑園	・ <u>太美</u>	7,870	22,450	42,570	東釧路	・ 標茶	12,070	34,370	65,020	東釧路	・ 茅沼	8,670	24,610	46,750	区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月	東釧路	・ 標茶	6,030	17,160	32,720
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	35,290	100,770	179,810																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
桑園	・ <u>石狩太美</u>	11,110	31,690	60,070																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	17,030	48,530	91,950																																																																																																																					
東釧路	・ 茅沼	12,180	34,680	65,940																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
桑園	・ <u>石狩太美</u>	7,870	22,450	42,570																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	12,070	34,370	65,020																																																																																																																					
東釧路	・ 茅沼	8,670	24,610	46,750																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	6,030	17,160	32,720																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	35,290	100,770	179,810																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
桑園	・ <u>太美</u>	11,110	31,690	60,070																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	17,030	48,530	91,950																																																																																																																					
東釧路	・ 茅沼	12,180	34,680	65,940																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
桑園	・ <u>太美</u>	7,870	22,450	42,570																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	12,070	34,370	65,020																																																																																																																					
東釧路	・ 茅沼	8,670	24,610	46,750																																																																																																																					
区	間	1 箇月	3 箇月	6 箇月																																																																																																																					
東釧路	・ 標茶	6,030	17,160	32,720																																																																																																																					

